**神栖市運動施設における感染防止策チェックリスト（令和２年６月１９日現在）**

公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社

【利用者が遵守すべき事項】

□利用者名簿を提出すること（別紙）

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用の見合わせること

　□体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

　□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

　□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること（スポーツを行っていない際はマスクを着用すること）

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

□他の利用者、施設管理者との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること

□３密を避けた利用、人数の制限、競技内容による制限などに従うこと

□定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

□風の流れができるよう２方向の窓を毎時２回以上、数分間程度全開にすること（目安）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

□施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

□感染防止のため施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

【利用者が運動・スポーツを行う際の留意点】

□十分な距離の確保

　□運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間を含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること

□唾や痰をはくことは極力行わないこと

□タオルの共用はしないこと

□スポーツドリンク等の回し飲みはしないこと

『参加者全員に対して、上記事項を周知し、遵守いたします』

利用日　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

団体名

代表者名